

添付書類について

①②の両方の書類(写し可)の添付をお願いします。

① 当該土地の位置を示す地図(アからオのいずれか1点)

- ア) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図
- イ) 不動産登記法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面(公図)
- ウ) 地積測量図
- エ) 土地所在図
- オ) 任意の図面(市町村、民間企業が作成したもの又はインターネットで無料提供されているもの等)に大まかな位置を記したもの

② 当該土地の登記事項証明書又はその他の届出の原因を証明する書類

不動産登記の名義変更をする場合

下記の i) から iv) のいずれか1点を添付して下さい。(写しで構いません)

- i) 登記事項証明書
- ii) 登記完了証(電子申請に係るもの)
- iii) 登記完了証(書面申請に係るもの)及び登記識別情報通知
- iv) インターネット登記情報提供サービスによって取得した登記情報の印刷物
(照会番号があるものに限る)

不動産登記の名義変更をしない場合

■ 売買や贈与等により所有権を取得

- 売買契約書の写し
- 贈与契約書等の契約書の写し

■ 相続により所有権を取得

遺産分割協議の<前>と<後>では提出して頂く書類が異なります。
なお、印鑑証明はいずれも不要です。

遺産分割協議	
前 (Aのいずれか1点+B)	後
<p>A: 土地に関する事項(地目や面積等)が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 被相続人の登記事項証明等(登記情報の印刷物)<input type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書<input type="checkbox"/> 固定資産税名寄帳等の写し	<p>B: 相続および相続人が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 戸籍謄本または除籍謄本の写し <p>□ 遺産分割協議書の写し (土地の地目や面積等が記載されていない場合は、確認できる書類を添付して下さい)</p> <p>※戸籍等の相続証明書は不要です</p>

※遺産分割協議前の届出は、**相続人全員の共有物**として申請して頂くことになります。
遺産分割協議前に届出書をご提出頂いたのち、相続人の変更(持分変更等)が発生した場合は、改めて届出をしていただく必要がありますのでご注意ください。